

# 埼玉県社会福祉総合センター指定管理者候補者の選定結果について

埼玉県福祉部社会福祉課

平成27年8月3日から募集を開始した埼玉県社会福祉総合センターの指定管理者については、埼玉県議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

## 1 社会福祉総合センター指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

会長 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号

## 2 指定の期間について

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

## 3 応募の状況について

### （1）現地説明会への参加団体数

平成27年8月12日実施 1団体

### （2）応募申請団体数

・平成27年8月31日締め切り 1団体

・申請団体の内訳

社会福祉法人 1団体

## 4 指定管理者候補者の選定について

### （1）選定基準

#### 1 審査基準

- ① 県民の平等な社会福祉総合センターの利用を確保することができること
- ② 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に社会福祉総合センターの運営を行うことができること
- ③ 社会福祉総合センターの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること
- ⑤ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること

#### 2 審査項目

- ① 指定管理業務を行うに当たっての基本方針
- ② 彩の国すこやかプラザの管理に関する事業計画
- ③ 福祉研修センターに関する事業計画
- ④ 福祉情報センターに関する事業計画



○（参考）選定委員の主な意見

団体名	意見
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会	・福祉研修センターのアンケート内容について工夫したほうがよい。 ・人材確保と定着については、研修の見直しだけでなく、採用方法や職員管理等も含めて考えていく必要がある。 ・介護すまいる館の福祉機器展示について、地域包括支援センターや国立リハビリテーションセンター研究所との関係を密にする必要がある。

## 5 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会の提案の概要

### ① 基本方針

- ・公の施設としての設置目的を理解し、経験と実績を踏まえた適切かつ効率的な運営

### ② サービス向上策

- ・ホームページからの研修受付開始、参加のしやすさを考慮した研修開催
- ・会議施設の空き状況を毎日更新
- ・相談ブースの設置、視聴覚資料閲覧コーナーの設置
- ・認知症のある人の福祉機器展の実施

### ③ 維持管理計画

- ・備品・設備の買い替えによる整備
- ・施設経年劣化に伴う整備・修繕計画の策定

### ④ 業務体制、人員配置

- ・管理監督者＋担当職員14名

### ⑤ 収支予算案

- ・28年度経費については全体経費約7%増（対27年度予算）  
民生委員一斉改選に伴う新任研修受講者数増による会場使用料等の研修費用の増加等
- ・5年間の経費については全体経費約7%増額（対23～27年度予算）  
消費税増額、修繕費用の増額等

### ⑥ 個人情報取扱い

- ・埼玉県社会福祉協議会個人情報保護規程等に沿った適正な取扱い
- ・パスワード設定、紛失、漏洩の防止
- ・マイナンバー制度の開始に合わせた新しい管理システムの導入

### ⑦ 危機管理体制

- ・防犯マニュアル、消防計画、防火管理マニュアル等マニュアルの見直し
- ・入居団体との緊急連絡体制の構築